平成２５年（フ）第７号
岐阜県関市山田37番地４
破産者　株式会社ジャパンフードテクノロジー
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１８号
岡山市南区浜野２丁目７番33号
破産者　光岡　恒美
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１４９号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
破産者　向田　茂樹
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８６号
宮城県宮城郡利府町春日字硯沢71番地２　ヒルズ梨ヶ丘Ｉ204
破産者　木村　　誠
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２８号
埼玉県川口市大字安行領根岸492番地の１小谷島荘201号
破産者　西山　隆志
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８４号
埼玉県川口市中青木２丁目13番12号レジデンス白鷺105号、前住所埼玉県川口市青木１丁目21番５号
破産者　吉川　　壽
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１３号
埼玉県久喜市吉羽１丁目29番地４　ヒルブライト202
破産者　戸部　修一
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１０号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1441番地６ボヌール302、前住所名古屋市東区泉１丁目20番28号　Ｓ－ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ泉505号
破産者　井関　航人
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
千葉県東金市南上宿23番地29　サガハウス５―101
破産者　関谷　正勝
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８４号
横浜市瀬谷区北新19番地２　スカイハイツＡ101
破産者　田中　　修
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５４号
神奈川県南足柄市弘西寺174番地
破産者　杉浦　康晴
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５５号
神奈川県南足柄市弘西寺174番地
破産者　杉浦　清子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６７号
新潟市中央区沼垂東４丁目６番９号
破産者　三好百合子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８９８号
大阪府八尾市中田２丁目40番地　エステート光Ｄ―206号
破産者　藤田　博行
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５２号
大阪市西成区千本中１丁目19番10号
破産者　森實　國雄
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３８号
大阪府吹田市岸部中４丁目17番４号
破産者　山中　勝治
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８１号
大阪市淀川区宮原４丁目５番22―816号
破産者　岩本　　章
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１０号
大阪市淀川区十三本町１丁目18番６号　ライラックビル402号
破産者　成川　昌子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部